

養育費確保支援事業を利用しませんか

養育費を確実に受け取るためには、父母の間で強制力のある書面などを取り交わしておくことや、未払いが発生した時に立替払いなどを受けられる保証契約を保証会社などと締結することが有効です。

そのための費用を補助し、ひとり親家庭を支援します。

公正証書などの作成（1人1回限り）

- 対象者 本市に居住するひとり親で、次の要件を全て満たす人
- ◇公正証書など（公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書など）を有している
- ◇公正証書などの作成に要する経費を負担している
- ◇養育費の対象となる児童（満20歳未満）を扶養している
- ◇他自治体も含め、過去に同様の補助金を交付されていない
- 対象経費 公証人手数料令に規定する公証人手数料・収入印紙代・戸籍謄本などの添付資料の取得費用・郵便切手代
- 申請期限 公正証書などの作成日の翌日から6カ月以内
- 補助額 対象経費の全額（上限3万円）

- 必要書類 ◇申請書（申請先で配布または市ホームページからダウンロード）◇対象経費が分かる書類の写し◇振込口座が分かるもの（通帳などの写し）◇児童扶養手当証書の写し◇申請者および児童の戸籍謄本または抄本および住民票謄本（申請者が児童扶養手当受給者でない場合に限る）◇公正証書などの写し

保証契約の締結（1人1回限り）

- 対象者 本市に居住するひとり親で、次の要件をすべて満たす人
- ◇児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある
- ◇公正証書などを有している
- ◇養育費の対象となる児童（満20歳未満）を扶養している
- ◇保証会社などと1年以上の養育費保証契約を締結している
- ◇他自治体も含め、過去に同様の補助金を交付されていない
- 対象経費 保証会社などと養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち保証料（初回のものに限る）として申請者が負担する費用
- 申請期限 保証契約の締結日の翌日から6カ月以内

- 補助額 対象経費の全額（上限5万円）

- 必要書類 ◇申請書（申請先で配布または市ホームページからダウンロード）◇対象経費が分かる書類の写し◇振込口座が分かるもの（通帳などの写し）◇児童扶養手当証書の写し◇申請者および児童の戸籍謄本または抄本および住民票謄本（申請者が

申請・問い合わせ先

- 児童扶養手当受給者でない場合に限る）◇保証契約書および公正証書などの写し◇申立書（16歳以上19歳未満の児童を扶養している人が対象）
- 子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862
- 市ホームページ

家庭料理&取り分け離乳食教室

取り分け離乳食は、赤ちゃんが家族と同じ食材を食べる食卓デビューの第一歩です。同じ食材を使えて、時間短縮にもつながります。

この教室では、栄養バランスなどの家庭料理の基本と普段の料理から離乳食を取り分けるコツを楽しく学びます。

- 対象者 市内在住の妊婦または乳児（1歳3カ月まで）の保護者
- 日時 10月3日(金) 午前10時～午後0時半(受付 午前9時45分～)
- 会場 すこやか交流プラザ
- 定員 18人（申込多数の場合は抽選。抽選結果は、9月19日(金)までに連絡します。）
- 託児 あり（生後3カ月から、定員13人）
- 必要なもの ◇エプロン◇三角巾（大きめのハンカチ）◇筆記具◇手拭き用タオル◇飲み物
- 受講料 500円（託児は別途300円）
- 申込方法 ◇申込フォーム◇電話
- 申込期限 9月16日(火)
- 申し込みと問い合わせ先
 - ◇申し込み・託児・出欠連絡
ワーカーズコープ（平日 午前9時～午後5時）☎(595)0705
 - ◇教室の内容
健康課健康長寿担当（すこやか交流プラザ内）☎(501)2222



申込フォーム



市ホームページ